

## 「教師力」向上に関する検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「教師力」向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、京都府教育委員会からの諮問に応じて、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 人材育成の基本方針
- (2) 求められる京都府の教員像
- (3) 人材育成方策

### (委員)

第3条 委員会は、委員9名で組織するものとし、委員は別表に掲げる者を、京都府教育委員会教育長が委嘱又は命じる。

2 委員の任期は、委嘱し、又は命じた日から当該年度の3月31日までとし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (関係者の出席)

第6条 委員会の会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、京都府教育庁管理部教職員課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

別表（第3条関係）			
学識経験者（教育関係）	2名	市町村教育委員会の代表	1名
学識経験者（産業経済関係）	2名	保護者の代表	1名
公立学校校長会の代表	3名		